一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第一生命 年金通信

年金トピック

No.2018－14
第７号

2018 年 4 月 20 日
団 体 年 金 事 業 部

第 20 回社会保障審議会企業年金部会の開催について（速報版）

第 20 回社会保障審議会企業年金部会が本日（４月 20 日）開催され、以下の議題について議論が行われましたのでお知らせします。

（１）確定給付企業年金のガバナンスについて
- 総合型確定給付企業年金基金（資産20億円以上）について、「合意された手続き（AUP）」を導入することとされました（費用に関して64～87万円という試算の例示がありました）。

（２）確定給付企業年金の積立基準について
- 非継続基準に抵触し、積立比率方式により、翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとすると、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足については、現行では一括拠出することとなりますが、これを緩和する（当年度の積立不足の拠出と同様にする）という方向性（別紙参照）が論点として提示されました。

（３）確定拠出年金における兼務規制について
- 金融機関の営業職員が、業務管理態勢の整備等の措置を前提として、運用関連業務の一部を兼務可能とする規制緩和の方向性が示されました。

（４）その他
- 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況について報告されました。

資料が厚生労働省のホームページに掲載されていますので、リンク先にてご確認ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=163664
※議事録は順次公開される予定です。

なお、詳細や議論の内容については、改めてご案内いたします。

以上

第一生命保険株式会社

積立比率方式の改正案イメージ

別紙
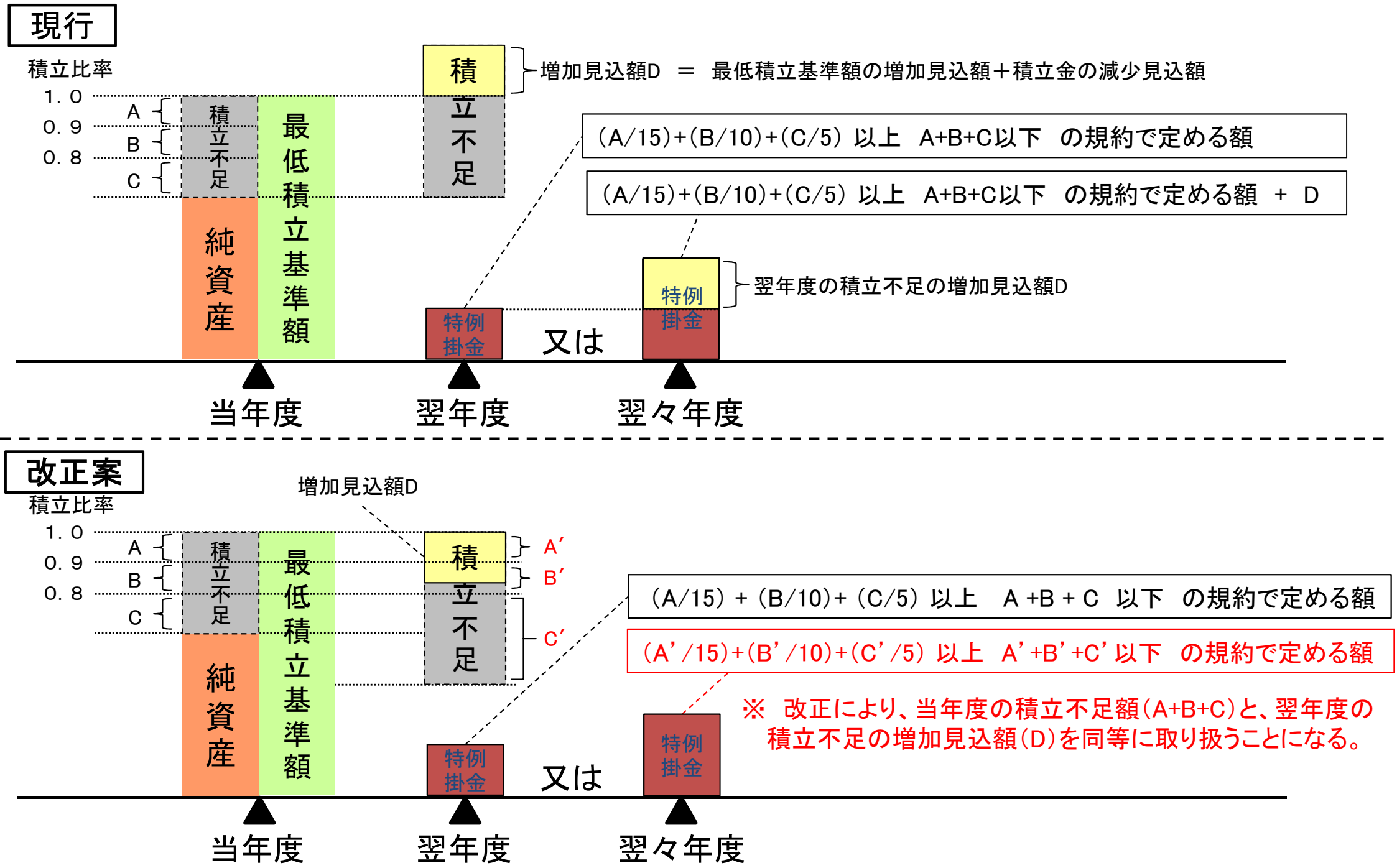
（第20回社会保障審議会企業年金部会　資料2より抜粋）